

西野範子訳：ベトナム外務省 国家国境委員会 『ホアンサ・チュオンサ両諸島に関するベトナムの主権 (Chu quyen cua Vietnam doi voi hai quan dao Hoang Sa va Truong Sa ,Vietnam's Sovereignty over Hoang Sa and Truong Sa Archipelagoes)』全96頁、2012年8月。

1 昔の航海者のホアンサ、チュオンサ諸島に対する認識は、当初、曖昧なものであった。彼らが知っているのは、船舶が航行するには、暗岩があるため大変危険な広い地域があるということだけだった。かつて、ベトナム人は、ベトナムの古文書や古地図が証明するようにバイカットヴァン Bãi Cát Vàng (黄色の砂浜)、ホアンサ Hoàng Sa (黄沙)、ヴァンリーホアンサ Vạn Lý Hoàng Sa (万里黄沙¹)、ダイチュオンサ Đại Trường Sa (大長沙)、もしくは、ヴァンリーチュオンサ Vạn Lý Trường Sa (万里長沙) と呼んでいた。

16世紀から18世紀の西洋の航海者によって描かれた船舶地図のほとんどは、ホアンサ諸島とチュオンサ諸島を一つの諸島として描き、Pracel, Parcel, Paracels という名を記載していた²。

後の科学と航海の進歩によって、ホアンサ諸島とチュオンサ諸島の2つの諸島を区別することが出来るようになった。

1787～1788年になって、Kergariou-Lochmaria 調査団が、ホアンサ諸島の位置を現在同様に明確にし、それから南のチュオンサ諸島をホアンサ諸島と区別するようになった。上述の地図では、共通にパラセル海域(ホアンサ諸島とチュオンサ諸島の両者を含む)が、南シナ海のなかのベトナム本土の東側、ベトナムの沿岸の島々の外側にあることをはっきりと示している。

現在、国際的な航海図に”Paracels”と”Spratley”もしくは”Spratly”と記されているのは、まさにベトナムのホアンサ諸島とチュオンサ諸島のことである。

夙に、ベトナム人民は、ホアンサ諸島とチュオンサ諸島を発見し、ベトナムの国家はその2つの諸島に対し、真に、連続的に、平和的に自国の主権を行使してきた。

a. ベトナムの地理書や古地図の多くに、バイカットヴァン (Bai Cat Vang),ホアンサ (Hoang Sa),ヴァンリーホアンサ (Van Ly Hoang Sa),ダイチュオンサ (Dai Truong Sa), ヴァ

¹ 里とは、昔の長さの単位で、1里は約0.5kmに相当する。

² Lazaro Luis, Fer danao Vaz Dourdo, Joao Teixeira, Jansssonius, Willem Jansz Blaeu, Jacob Aertsz Colom, Theunis Jacobsz, Hendrick Doncker, Frederich De Wit Pietre du Val, Henricus E. Van Langren などのポルトガル、オランダ、フランスの航海者によって描かれた地図

ンリーホアンサ (Van Ly Hoang Sa) (Hoang Sa, Truong Sa を含む) は昔からベトナム領土であると明記されている。

纂集天南四至路図 (Toàn Tập Thiên Nam Tứ Chí Lộ Đồ Thư) は、「杜伯氏公道甫」という人物によって17世紀に編纂され、クアンナム (広南) 処のクアンガイ (広義) 府域の地図の注釈には、明らかに「海洋の真ん中には、バйкаットバン (Bai Cat Bang) と呼ばれる長さ400里、幅20里の長い砂州があり、大占海門 (注: ホイアンのクアダイ (Cửa Đại)) から沙栄門 (Cửa Sa Vinh³) (注: クアンガイ省の Cửa Sa Huỳnh) 港まで伸びている。南西風が吹けば、各国の商船は内側に行き、そこに漂着し、北東風が吹けば商船は外側に向いて行きやはりそこに漂着し、皆餓死にしてしまう。商品はその場に残される。」と記されている。

1774年にブイ・テー・ダット (Bùi Thế Đạt, 端郡公裴世達) によって描かれたで甲午平南圖という地図 (ダンジョン地方[阮氏政権下のベトナム中部]の地図) でも、バйкаットバン (Bai Cat Vang, 黄砂の浜) が、ベトナムの領土の一部として描かれている⁴。

大学者レー・クイ・ドン (Lê Quý Đôn, 黎貴惇:1726-1784) の『撫辺雑録 (Phủ Biên Tập Lục)』は、1776年に編纂された。それは、Le Quy Don が朝廷に南部での勤務を命じられた時、阮氏政権下 (1558-1775) のダンジョンの歴史、地理、行政について記したものである。本の中で、Le Quy Don は、Dai Truong Sa (ホアンサとチュオンサを指す) は、クアンガイ府に属すると明記している。

「クアンギア (Quảng Nghĩa, 広義) [下記のクアンガイと同じ] 府ビンソン (Bình Sơn 平山) 県アンヴィン (An Vĩnh 安永) 社⁵は、河口の外側に30里の幅のクーラオレー (レー島) と呼ばれる「山」⁶があり、トゥーチン (Tứ Chính, 四政) 坊があり、住民が豆を育てている。

³ 大占門はクアンナム省のクアダイ (Cửa Đại) であり、沙栄門はクアンガイ省のクアサーフィン (Cửa Sa Huỳnh) である。

⁴ 『洪徳版図』所収。

⁵ サキー海口 (Cửa biển Sa Kỳ) の南側にある。クーラオレー (レー島) のアンヴィン坊は、この社 (アンヴィン社) に属している。

⁶ 「山」という漢字はベトナム人及び中国人にとってヤマを意味するだけでなく、海の島を指すためにも用いられる。たとえば、杭州湾の外側の島々の大部分は中国人によって「山」と記されている。[具体例省略] 中国人はベトナムの島を指すためにも「山」という漢字を使っている。九頭山 (đảo Cô Tô)、不勞山 (cù lao Chàm)、外羅山 (cù lao Ré) など

海に出て 4 更で着く[2時間を1更とする]。さらに外側には、ダイ・チュオン・サー (Dai Truong Sa) 島が位置する。以前から海産物や(難破した)商船の貨物がたくさんあった。ホアンサ隊は、それらの産物や貨物を集めるために設立された。到着するのに、丸3日かかる。バックハイ (Bắc Hải, 北海) 区の近くである。」

「クアングアイ (Quang Ngai) 省ビンソン (Binh Son) 県には海に面するアンヴィン (AnVinh) 社がある。アンヴィン社の東北方向沖合には、多くの島がある。130以上の小さな「山」が海で隔てられており、島から島へ航行するのに1日もしくは数更かかる。山の上には淡水のある場所があり、島の中には、30里⁷の長さで、平らで、広い黄色の砂浜(bãi cát vàng)があり、そこは、水が底まで透明である。島には、多くのツバメの巣があり、各種の鳥が数千、数万もいる。人間を見てもまわりにとどまって逃げない。砂州には多くの珍品があり、渦巻貝 (Ốc vân) には、象の耳の巻貝 (ốc tai voi) がある。ごさほど大きい。腹のなかの玉は濁り、真珠のようではなく親指の頭ほどの大きさである。貝は、家屋の建築に使う石灰となり、貝を削って牌にする。シャコ貝があり、螺鈿の家具に使用される。香貝 (ốc hương) がある。

「全ての貝は、食べ物として塩漬けされ煮て食べられる。タイマイ (海亀の一種) は、特大である。チャンボン (trắng bông) と呼ばれる海巴 (hải ba) はタイマイに似ているが小さく甲羅は薄く家具の螺鈿細工に使用される。親指サイズの卵は食用に塩漬けされる。ドットドット (đốt đốt) と呼ばれるなまこの類があり、海岸あたりで泳いでいるのを取って帰り、石灰でこすった後、はらわたを取り除き、乾燥させる。食べる時は田のかにの水に浸し、こすってきれいにする。エビや豚肉と料理すればなおよい。

「外国船が、よく嵐で遭難してこれらの島に停泊する。阮朝の指導者は、70の船員でホアンサ隊を設立し、アンヴィン社の住民を輪番で充当した。毎年の3月に指令書類が届き、6ヶ月分の十分な食糧を備えて、島に到着するために、丸3日間かけて5隻の小さい漁船で航海した。一度島に落ち着けば、思う存分鳥と魚を捕獲して食べた。銀や羊毛製品や磁器などの船の貨物を獲得した。また、タイマイの殻や貝、なまこ、渦巻き貝のようなものも豊富にあり、収穫した。[漢文原文:「所得艚物馬劍銀・花銀・錢・銀環・銅器・錫器・烏鉛銃口・象牙・黄蠟・氈具・磁器、與採玳瑁甲・海巴甲・海參・文螺頗多。」]。8月になると、船員は帰還し、EO 河口 (cửa Thuận An) を通って、富春城 (フエ) に最初に寄港し、集めた産品を納入した。産品はそこで、計量され、分類された。

その後で初めて彼らは、自らの貿易ビジネスとして、巻き貝、ウミガメ、なまこの類を販売することができた。収穫量は多い時、少ないときがあり、一定ではない。全く何も収

⁷ 里 (dặm) : 約0.5km 相当のベトナム昔の尺度を測る単位。

穫できないときもあった。元該隊（隊長）のトゥエン・ドゥック[≡（日+全）徳]侯のノートを見たが、壬午（1762）年の収穫量は、30 笏（hót）の銀、甲申（1764）年の収穫量は5100 斤の錫。1765 年は126 笏（hót）の銀、1769 年から1773 年までは海亀の甲羅数点だけであった。錫塊、陶磁の碗、2つの銅銃が採集されるだけの年もあった。

「阮氏政権の支配者は、またバックハイ（北海）隊を設立した。隊員数を指定せず、ビントゥアン Binh Thuận（平順）省トゥーチン（Tứ Chính, 四政）村もしくはカインズオン（Cánh Dương, 景陽）社から隊員は充当された。参加を希望する者に派遣指示が出された。

彼らの人頭税や通行税は免除された。

隊員は、バックハイ、コンロン島とハティエン地域の他の島々に小さな漁船で渡航した。船の貨物の収集、タイマイ、アワビ、なまこのような海の産物の捕獲を行った。バックハイ隊は、ホアンサの隊長の指令下にある。海産物を捕獲するだけであり、金銀財宝を得ることは稀であった。」

今日まで保存されている資料には、高級官僚により作られた1786年の以下の派遣指示書がある。

「ホアンサ隊のホイ・ドゥック（Hội Đức）侯は、4隻の漁船を率い海を越えホアンサと他の諸島に直行し、金銀、銅製品、大砲各サイズ⁸、海亀、価値の高い魚を収穫し、みやこに戻り規則に従い献上せよ。」

『大南一統全図』（1838年ごろ描かれた阮朝ベトナムの地図）は、「ホアンサ（黄沙）—ヴァンリーチュオンサ（万里長沙）」がベトナムの領土に属し、ベトナムの領土に属するベトナム中部の沿岸の島々の外側にあることを記している。

—『大南一統志』、は阮朝の国史館により1882年⁹に編纂された地理書であるが、ホアンサ諸島が、ベトナムの領土の一部であり、クアンガイ省に属することを記録している

同書のクアンガイ省の形勢の項に以下のことが記されている。

「クアンガイ省の東側には砂島つまりホアンサ島があり、それに連なる海が濠をなしている。西南は山岳民族の地域で長い防御壁があり、南側はビンディン省につながっており、ベンダ岬で隔てられている。北側はクアンナム省に接し、サートーという小川が境界となっている。

ザーロン帝時代の初期に旧例に倣ってホアンサ隊を置いたが、後に止めた。

ミンマン（明命）帝時代の初期、常に公船を、ホアンサへの航路の調査のために派遣し

⁸ 小サイズの大砲類のみ。

⁹ 中部各省については1909年に再編集され刊行された。

た。周囲1070丈の白砂堆や緑色の木々があり、中央には井戸があり、西南にはいつ立てられたか不明の古い廟があり、「万里波平」と刻まれた石碑がある。この島は、仏寺山(Phật Tự Sơn)と古くは呼ばれていた。

島の東と西は周囲340丈の盤灘石(Bàn Than Thạch)と呼ばれる環礁珊瑚礁が島に沿って走る。高さは1.2尺である。

明命16年、公船を派遣し、寺を建設するために煉瓦と石を運ばせた。寺の左側には、石碑が標識として立てられ、樹木の種が寺の左右と後ろの三ヶ所に蒔かれた。

寺の基礎を建設中に、軍の労働者が、約2000斤の銅片と鋼鉄を発見した。

数世紀前の多くの西洋航海者とキリスト教宣教師は、ホアンサ(Pracel or Paracel)はベトナムの領土に所属すると確認した。

ある西洋の宣教師は、1701年にAmphitrite号に乗船してフランスから中国へ渡る際に手紙に、「パラセルは、安南王国に属する諸島である。」と記した¹⁰。

J.L. Taberd 司教は、1837年に出版された「Cochinchineの地誌に関するメモ」に、コーチシナ国の領土の一部として「PracelもしくはParacels」を記述し、コーチシナの人は、「PracelもしくはParacels」を「Cát Vàng」と呼んでいたとはっきりと言及している¹¹。

1838年に出版された「安南大画面図」の中にTaberd司教はパラセルの一部を描き、中部ベトナム沿岸の島々の外側の現在のホアンサ諸島の区域に「パラセルもしくはカットヴァン(Paracel seu Cát Vàng)」と記した¹²。

嘉隆帝顧問であったJ.B. Chaigneauは、1820年にコーチシナの回顧録の補注に「ときの王が皇帝に即位したコーチシナ国はコーチシナ地方(ダンチョン地方)とトンキン地方¹³(ダ

¹⁰ J.Y.C”Mystere des atolls : Journal de voyage aux Paracels” *Indochine* 3, 10, 17/7/1941.から再引用。この資料では当時のベトナム国をアンナン王国と呼んでいる。

¹¹ “Note on Geography of Cochinchina” *The Journal of the Asiatic Society of Bengal*. VI. 1837, p.745.

¹² *Dictionarium Latino-Anamiticum*. 1838.の付図。

¹³ つまり、ダンゴアイ (le Tonkin)。

ンゴアイ地方) を含んでいる¹⁴。・・・いくつかの住民が住む島は、海岸からそれほど離れておらず、パラセル諸島は、人の住まない小さい島、入り江、珊瑚礁からなる¹⁵。」

Gutzlaff の“コーチシナ帝国の地誌”は、1849年に出版され、ホアンサがベトナムの領土であると明記し、Cat Vang というベトナム名を注記している¹⁶。

b. 国の主権を持つ者として、ベトナムの封建国家（諸王朝）は、何世紀もの間、ホアンサ、チュオンサ諸島の地形や資源の調査を何度も実施した。調査結果は、17世紀のベトナム地誌と歴史書に記録されてきた。

『纂集天南四至路図』（17C）：「毎年冬の最後の月に、阮氏政権の統治者は、18隻の船を、バイカットヴァンに派遣し、貨物を捕獲させた。金銀、貨幣、銃弾が主たる収穫品であった。」

1844年に阮朝の国史館により編纂された阮氏政権に関する年代記である『大南寔録前編』は次のように記している。

「クアンガイ府のビンソン県アンヴィン社の沖には、130の砂州がありその間隔の距離は1日から数更。何千里広がっているかもわからないくらいなので、ヴァンリホアンサ（萬里黄砂）と呼ばれている。砂州の中には井戸があり、なまこ、海亀、渦巻き貝、アオウミガメなどを含む地域の海洋産物がある。

「建国して間もなく、アンヴィン社から徴用された70名の隊員からなるホアンサ隊が設置された。毎年3月になると、彼らは船で島に向かい、3日間でたどり着く。彼らはそこで貨物を収集し、8月になると、戻って納入する。またバックハイ隊を設置し、ビントゥアン省トゥーチン坊もしくはカインズオン社から隊員を募集し、バックハイやコンロンの海域に行き、貨物を収集するよう命じた。この隊もホアンサ隊が管轄した。」

『大南寔録正編』は阮朝王朝の国史館により書かれた史記であり、嘉隆帝、明命帝、紹智帝について書かれた部分は、1848年に編纂された。嘉隆帝が1816年にホアンサ諸島を

¹⁴ ここで引用している西洋の資料に出てくるフランス語の Cochinchine あるいは英語の Cochinchina という名詞は、文脈によって、a.当時のベトナムの国家、b.ダンジョン地方（ベトナムの中部）という二つの意味を表している。

¹⁵ A.Salles.”Le memoire sur la Cochinchine de J.B.Chaigneau” *Bulletin des amis du vieux Hue*. 2. 1923, p.257.から再引用。

¹⁶ “Geography of the Cochinchine Empire” *The Journal of the Royal Geography Society of London*. XIX. 1849, p.93.

占有したという出来事、明命帝がこの島に廟を建立し、石碑を立て、木を植え、この諸島の測量と地図作成を行ったという出来事が記されている¹⁷。

同巻 52：「丙子 Binh Ty 嘉隆 15（1816）年に、皇帝は海洋ルート調査のために海軍とホアンサ隊をホアンサ諸島に航海するよう派遣した。」

同巻 154：「夏 6 月、明命 16 年乙未（1835 年）の夏、クアンガイ省に属するホアンサ諸島に、神廟が建設された。ホアンサは、クアンガイ海域内にあり、白い砂浜の部分があり、繁った樹木で覆われ、中央に井戸がある。島の南西には、古い廟があり、「万里波平」の 4 つの文字が刻まれた板がある。白砂堆は、周囲 1070 長丈、以前は、仏子山と呼ばれていた。東、西、南側の岸には、水面上になだらかに傾斜した珊瑚省礁がある。北側は、突き出した珊瑚礁と接している。周囲 340 長丈、高さ標高 1.3 長丈、砂堆と同じくらいの高さであり、盤灘石と呼ばれている。昨年、皇帝は、廟の建築し、その上に石碑を建設することを既に考えていた。しかし、厳しい波風のためにこの計画は実施されなかった。ここにいたって水軍該隊ファム・ヴァン・グエン Pham Văn Nguyên（范文原）を派遣し、兵士、監城、クアンガイ省とビンディン省からの水夫と共に、新寺院（古寺から 7 長丈離れている）を築くため建設資材を運んだ。

石碑は、寺の左側に建てられ、廟の前方には屏障を置いた。10 日間で完了し帰還した。」

同巻：「春、明命 17（1836）丙申年正月一日に、工部が上奏した。《我が国の海上領域内にはホアンサ処があり、地勢が険しく重要です。以前我々は、人を派遣して地図を描かせたが、その形勢は広大で一箇所しか調査できず、しかもまだ明確ではありません。航路に習熟できるように、毎年全域に人を送って調査をすべきです。今年以降、毎年 1 月下旬、水軍兵士と監城を一隻の船で派遣するようお願いします。

2 月上旬、クアンガイ省に寄港します。クアンガイ省とビンディン省に命じてホアンサ処に案内してもらうため民間の 4 隻の船を借ります。

彼らが遭遇する全ての島、珊瑚礁、砂州は、彼らが、奥行き、幅、高さ、広さ、周長、周囲の海の浅いか深いか、水中に沈む珊瑚礁、岩があるかどうか、地形が険しいかやさしいか全て測量し、地図にしたなければなりません。

また、彼らは、出発日、出発港、方向、航路、距離（大体何里か）、をチェックします。その場所から海岸を見て、正面は何省か？方角は？斜めに見ると何省か？その方角は？海岸から何里くらいか？を観察します。全ては、明らかに記録されなければならず、彼らが戻

¹⁷ 第二紀巻 122

るときに献上しなければなりません。」

「皇帝は、上奏に従い水軍率隊ファム・フュー・ニャット (Phạm Hữu Nhật, 范有日) を派遣し兵船を指揮させた。その土地で印を残すために、10枚の板を持って行くことを認めた。それぞれの木片は、長さ5尺、幅50寸の幅であり、厚さ1寸の木片の表面には「明命17年、丙甲年、水軍正隊長率隊ファム・フュー・ニャットは、命に従いホアンサの測量の監督を行い、証拠として印を残す」と刻ませた。

『大南寔録正編』は次のことも記している。1847年、工部は、紹治帝に次のように上奏した。ホアンサ処は、我々国の海域に属する。毎年、慣例どおり海洋航路調査に船を派遣している。しかしながら、今年は公務過多のため、我々は、来年に調査を延期するようお願いします。紹治帝は、「取りやめ(停)」と上奏文に回答を書き込んだ。

1882年、『大南一統志』は、「ホアンサ諸島は、ビンソン県のレー島の東に位置し、サーキーの海岸から、順風の下で島に航海して3日から4日かかる。130以上の小さな島があり、1日もしくは数更離れている。

島に黄色の砂浜(バйкаットヴァン)があり、何千里あるかも知れず、万里長沙と呼ばれている。真水の井戸があり、きわめて多数の鳥が岸で集まっている。その海産物はなまこ、海亀、巻き貝が含まれる。台風で難破した船舶の貨物が、このあたりを漂っている。

阮朝期の他の書物は、『歴朝憲章類誌』(1821)、『皇越輿地誌』(1833)、『越史通鑑艦考略』(1876年)など、すべては、ホアンサ諸島について似たような記述をしている。

前述したとおり、ホアンサ諸島、チュオンサ諸島の特徴は、豊富で貴重な海産物と沈没船の多くの貨物であり、ベトナムの封建王朝は古くから2つの諸島に対して、それらをつかさどる国家として開拓を行ってきた。ベトナムの多くの古い歴史書と地理書は、その開拓をする任務を持つホアンサ隊の組織と業務について明らかに述べてきた。

阮氏のあとに続いて国を治めた西山朝は、引き続き中国の清とシャムの侵略に対応しなければならなかった。しかしながら、依然として常にホアンサ隊を維持・活用しように関心を持っていた。つまり、西山王朝では、ホアンサ諸島に対する自身の主権を意識してホアンサ諸島の開拓を引き続き実施した。

1802年、阮王朝が政権を掌握してから、1884年のフランスとの条約締結まで、阮朝皇帝は、ホアンサ・チュオンサ両諸島のベトナムの主権を強化するため力を注いだ。

ホアンサ隊は、後に、バックハイ隊を加えて、強化され、阮氏時代（1558-1783）から西山朝（1786-1802）、阮朝時代の下で、維持され、継続して活動した。

このように、ベトナムの古い歴史書と地誌および上述した西洋の航海者や宗教者によって記述された証拠を通して知られるとおり、昔から数百年に渡って連続的に、ベトナムの各王朝は、いずれもホアンサ、チュオンサ諸島の主人であった。

それらの二つの諸島で国家によって設立されたホアンサ隊が常に存在し、毎年5ヶ月から6ヶ月、ホアンサ隊が定期的に国家に委託された任務を遂行していることは、ベトナムが2つの諸島に対し、自国の主権を実施していることの鉄のごとく強い証拠となる。

これらの諸島のベトナム国家による占有と開拓は、決して他の国家に反対されていない。これが、古来ホアンサとチュオンサ諸島がベトナムの領土であったことの証明である。

2 フランス植民地時代におけるホアンサ、チュオンサ諸島に対するベトナムの主権

阮王朝が1884年6月6日協約に署名してから、フランスが対外関係、ベトナムの主権保護や領土保全に対するベトナムの権利を代表した。越中間の陸上国境に関して、フランスは、1887年に清王朝との協約に署名し、1895年にフランスは清王朝と補充協約にサインした。協定の枠組みの中で、ベトナムのホアンサ・チュオンサ諸島に対する主権を、フランスが引き続き行使した。以下は、一部の証拠例である。

フランスの戦艦は、ホアンサ・チュオンサ諸島を含む南シナ海域で常に巡視活動を行っていた。

1899年、ポール・ドゥメール、インドシナ総督は、この地域を往来する船舶の航行目標として、ホアンサ諸島のホアンサ島において灯台を建設するようにパリに要請したが、計画は、予算が足りないために実施されなかった。

1920年から、インドシナ軍艦は密輸を防ぐ為、ホアンサ地域周辺で巡視を強化した。

1925年、ニャチャンの海洋研究所はホアンサ島で海洋学について調査する為 De Lanessan 号を派遣した。A.Krempf、海洋研究所の所長のほかに、Delacour、Jabouille などという地質学、生物学などの研究者がいた。同1925年、3月3日、フエ朝廷兵部尚書タン・チョン・フエはホアンサはベトナムの領土であると再確認した。

1927年、De Lanessan 号はチュオンサ諸島科学的調査の為に出発した。

1929年、Perrier-De Rouville 派遣団は、ホアンサ諸島の4角（チートン Tri Tôn 島、ダーバック Đá Bắc 島、リンコン Linh Côn 島、ボムバイ Bom Bay 島）に4つの灯台を設置するよう要請した。

1930年、通信艦 La Malicieuse 号はホアンサ諸島に到着した。

1931年3月、Inconstant 号はホアンサ諸島に到着した。

1931年6月 De Lanessan 号はホアンサ諸島に到着した。

1932年5月砲艦 Alerte 号はホアンサ諸島に到着した。

1930年4月13日から1933年4月12日にかけて、フランス政府は海軍を派遣してチュオンサ Trường Sa (Spratley)、アン・バン An Bang (Caye d'Amboine)、Itu Aba、ソントゥ群 nhóm Song Tử (Groupe des Deux Iles)、ロアイ・ター Loai Ta 及びティ・トゥ Thị Tú というチュオンサ諸島の主な島に順々に駐屯した。

1933年12月21日コーチシナ理事長官 M.J.Krautheimer はバーリア省にチュオンサ (Spratley)、アン・バン (Caye d'Amboine)、イツ・アバ、ソントゥ群 (Groupe des Deux Iles)、ロアイ・ター及びティ・トゥを合併するという決議に署名した。

1937年、フランス当局は灯台及び海上飛行機ターミナルを設置する場所を調査する為、ホアンサ諸島にエンジニアの Gauthier を派遣した。

1937年2月、Istava 副提督総裁が指揮した巡洋艦 Lamotte Piquet 号はホアンサ諸島を訪問した。

1938年3月29日バオ・ダイ皇帝はホアンサ諸島をナム・ギア省の領土から分離させ、トゥア・ティエン省に所属させる公文書に署名した。

ホアンサ各諸島 (Archipel Des Iles Paracels) が長い間南国の主権に属し、各王朝の下でそれらの諸島はナムギア省の領分 (dia hat) に所属してきた。もともとナムギア省の河口から各諸島に通行していたので、世祖高皇帝 (ザーロン帝) の時代に至っても、以前と同じように取り扱った。

航海の進歩により、今日の交通が変化し、その上、南朝政府の代表は仏保護政府の代表者と共に、それらの島を巡視するため (人を) 派遣しているため、ホアンサ各小島をトゥア・ティエン省領分に合併した方が便利であると上奏した。

以上のことを踏まえて告げる。

論：

独款 (一項目のみ) — まずホアンサ諸島 (Archipel des iles Paracels) をトゥア・ティエン省の領分に合併することを認める。行政面において、ホアンサ諸島はその省の省憲官の所属とする。

1938年6月15日 Jules Brevie フランス領インドシナ総督はトゥア・ティエン省に所属するホアンサ諸島という行政単位を設立する議決に署名した。

1938年フランスはホアンサ諸島ではホアンサ島 (Ile Pattle) において主権碑を建て、灯台・気象庁・ラジオ放送局を建設した。チュオンサ諸島ではイツ・アバ島で気象台、ラジオ放送局を建設した。

碑石上の文：「フランス共和国、アン・ナム王国、ホアンサ諸島、1816-Pattle 島-1938」（1816とはザーロン帝がホアンサ各島に対するベトナムの主権を確立した年、1938とは碑石を建てた年）

1939年5月5日、Jules Brevie フランス領インドシナ総督は上記の1938年6月15日付議定改正決議に署名し、ホアンサ諸島において2つの代理機関「Croissant 及び附属島嶼」、「Amphitrite 及び附属島嶼」を設立した。

外交面においてベトナムを代表した時期を通じて、フランスはホアンサ諸島及びチュオンサ諸島に対するベトナムの主権を常に確認し、この2つの諸島においてベトナムの主権に対する重大な侵害行為を抵抗した。例えば：1931年12月4日と1932年4月24日、フランスは中国政府に対し広東政府がその時ホアンサ諸島における鳥糞の開拓の入札を行おうとしたことについて抵抗した。1933年7月24日フランスはチュオンサ諸島の主な島に軍を派遣することについて日本に通知した。1939年4月4日フランスは日本がチュオンサ諸島の中に幾つかの島を管轄下に置いたことに抵抗した。

3 第2次世界大戦後から現在におけるホアンサ、チュオンサの2諸島に対するベトナムの主権の保護と執行

第二次世界大戦後の1947年初頭、フランスは再びインドシナに戻り、1946年末に不法に占領した中国軍にホアンサ及びチュオンサ諸島の各島から撤退するように要請した。

また、フランスは、中国軍隊に替わって、軍を送り、気象センターと無線電信局を再建するようにした。

1951年9月7日

チャン・ヴァン・ヒュー (Trần Văn Hữu, バオダイ政府代表団長) は、サンフランシスコ会議において、日本との講和条約の署名に関し、長い間ホアンサ諸島とチュオンサ諸島は、ベトナムの領土の一部であったと宣言した。

「今後、紛争が勃発することを阻止するために、あらゆるチャンスを起こさせないようにしなければならず、我々はチュオンサとホアンサ各諸島に対する我々の長い主権を確認する。」この声明に対して、会議に参加した51カ国代表の意見には反対や保留はなかった。1953年、フランスの Ingenieur en chef Girod 号がホアンサ諸島において海洋学、地質学、地理学、環境学的調査を行った。

サイゴン政府（ベトナム共和国）と後の南ベトナム共和国時代の臨時革命政府の両方を含む南ベトナム政府は、共に明確にホアンサ諸島とチュオンサ諸島に対するベトナムの主権を行使した。以下はその証拠例である。

1956年6月16日、サイゴン政権外務省は、チュオンサ諸島に対するベトナムの主権を再度確認した。同年、サイゴン政権は、中国人民共和国によるベトナムのホアンサ諸島の島の東側の占領に対し強く反対した。

1956年 フランスが軍を撤退した時、サイゴン政権の海軍部隊は、ホアンサとチュオンサ諸島を継承した。

同年、サイゴン政権の海軍の援助で、南部の採掘・技術及び小工業局が、ホアンサ諸島のホアンサ (Pattle)、クアンアイン (Quang Anh, Money)、ヒューニャット (Hữu Nhật, Robert)、ズイモン (Duy Mộng, Drumond) という4つの島の調査を実施した。

1956年10月22日、サイゴン政権は、フックトゥイ省に所属するチュオンサ諸島を設置した。

1961年7月13日、サイゴン政権は、トゥアン・ティエン省に属したホアンサ諸島をクアンナム省に所属させ、ホアンサ諸島をホアヴァン (Hòa Vang) 郡直属のディンハイ (Định Hải) 社という社を設立し、派遣された行政官の権限の下に置いた。

1961年から1963年、サイゴン政権は、チュオンサ、アンバン、ソントゥータイ (Song Tử Tây) 等のチュオンサ諸島の主要な島に主権の碑を建てさせた。

1969年10月21日、サイゴン政権はディンハイ社をクアンナム省ホアヴァン郡に属するホアロン (Hòa Long) 社と合併した。

1959年2月22日、サイゴン政権は、ホアンサ諸島のヒュー・ニャット、ズイモン、クアンホア島に上陸した中国人民共和国の「漁民」82人を一時拘留した。

1971年4月20日、サイゴン政権は、チュオンサ諸島がベトナムの領域の一部であることを再確認した。

1971年7月13日の記者会見で、サイゴン政権外務大臣は、このベトナム諸島に対する主権を再度確認した。

1973年7月、農業発展及びサイゴン耕作地省に所属する農業研究院は、チュオンサ諸島に所属するナムアイ Nam Ai (ナムイエット Nam Yết) 島の調査を実施した。

1973年8月日本の丸紅株式会社の協力で、サイゴン国家計画発展省はホアンサ諸島で燐鉍の調査を行った。

1973年9月6日サイゴン政府はチュオンサ、アンバン、イツ・アバ、ソン・トゥ・ドン(Song Tử Đông)、ソン・トゥ・タイ、ロアイ・タ、ティ・トゥ、ナム・アイ、シン・トン(Sinh Tôn)の各島とその近隣島をフォック・トゥイ省ダット・ドー(Đất Đỏ)郡フォックハイ(Phước Hải)社に合併した。

1974年1月19日中華人民共和国の軍事勢力はホアンサ諸島の西南グループを占領した。同日、サイゴン政府は、中華人民共和国がベトナム領土を占領したと糾弾宣言した。1974年1月26日、南ベトナム共和国臨時革命政府は領土紛争問題解決に関する3つの立場を伝え、1974年2月14日ホアンサ諸島及びチュオンサ諸島はベトナムの領土に所属することを確認した。

1975年9月南ベトナム共和国臨時革命政府の代表団はコロンボでの気象会議においてホアンサ諸島はベトナムのものだと宣言し、世界気象機関(WMO)に対しベトナムのホアンサ気象台を世界気象機関の気象台名簿に名前を掲載するよう要請した(以前は48.860という表示番号の下でWMOの中の気象台システムに登録されていた)

行政管理について1982年ベトナム政府はドンナイ省に属するチュオンサ島県及びクアン・ナム・ダナン省に属するホアンサ島県を設立することを決定した。行政境界を調整した後で、現在ホアンサ県はダナン市に、チュオンサ県はカイン・ホア省に所属することとなる。ベトナム社会主義共和国政府は関連国に送達する口上書、又は外務省の各宣言、Geneveでの世界気象機関の会議(1980年6月)、パリでの世界地質学会議(1980年7月)などを通じて、ホアンサ諸島及びチュオンサ諸島に対するベトナムの主権を何度も確認した。

ベトナム国家はホアンサ諸島及びチュオンサ諸島に対するベトナムの主権について何度も白書を公布し(1979年、1981年、1988年)、ホアンサ諸島及びチュオンサ諸島は切り離せないベトナム領土の一部であり、ベトナムは法律と国際的な実情に適合した2諸島に対する十分な主権があることを確認した。

1988年3月14日ベトナム社会主義共和国外務省はチュオンサ諸島において武力衝突を引き起こした中国を糾弾する宣言をし、ホアンサ諸島及びチュオンサ諸島に対するベトナムの主権を確認した。

2007年4月ベトナム政府はチュオンサ県に所属するチュオンサ市、チュオンサ県に属するソン・トゥ・タイ社及びシン・トン社を設立することを決定した

結論

明らかな歴史資料、法律と国際慣習に基づき、以下のような結論を提示することができる。

- 1 長い間、ベトナム国家は、諸島がまだどの他の国家の主権に属していない時にホアンサ諸島とチュオンサ諸島を実際に占有していた。
- 2 17世紀から現在まで、数世紀にかけて、ベトナム国家は、実際に、連続的に、平和的に、ホアンサ諸島及びチュオンサ諸島に対するベトナムの主権を行使していた。
- 3 ベトナム国家は、ホアンサ諸島とチュオンサ諸島に対するベトナムの主権、領土保全と権利に対するあらゆる陰謀や侵犯行為に対し、常に自国の権利と名義を積極的に防衛してきた。

付録

I. 1943年11月27日 カイロ宣言

第二次世界大戦が最も過酷な段階となった時、英・米・中（中華共和国の当時の代表者は蒋介石）は三カ国会合を開き、カイロ宣言を出した。宣言には次のように記載された段落がある。「日本は1941年第一次世界大戦の開始時から略奪もしくは占領した太平洋の中のすべて島から撤退しなければならない、日本が中国から占領した“満州里、台湾、澎湖”という領土を中華共和国に返還しなければならない」

つまり、中国の領土分について、カイロ宣言は各強国の意思を確認し、日本が中国から占領した「満州里、台湾、澎湖」を含む領土を中国に返還させ、ホアンサとチュオンサ諸島に関連するものは一切なかった。

注2)：1943年カイロとテヘラン会議は448ページ。米国外務省資料はワシントン1961年資料。

II. 1945年7月26日 ポツダム宣言

米・英・中（中華共和国？）三カ国首脳は再度宣言を発し、「カイロ宣言の条項は施行される」ことを確認した。極東においてソ連が日本に対し宣戦した後、ソ連も宣言に参加した。

III. 1951年9月4日-8日 サンフランシスコ講和会議

サンフランシスコ会議には51カ国の代表者が参加し、日本国との平和条約の署名について議論する為、1951年9月4日から8日まで開催された。平和条約草案2節2条は日本が当該条項の各項目に明確に掲げられた領土（朝鮮、台湾、澎湖、クリレ諸島、南サッカリン諸島）に対する自国のあらゆる権利、権原、請求権を破棄すると書かれ、会議で討論するために提出された。

D) 太平洋の各島

E) 南極大陸

F) チュオンサ諸島（Spratly）及びホアンサ諸島（Paracel）に属する各島

1951年9月5日全体会合において、会議は「日本は満州、台湾島（Formosa）及びその近隣各島、Penlinletao 諸島（Pescadores は澎湖）、Tunshatsuntao 諸島（Pratas 諸島）、ホアンサ諸島及びチューサー諸島（ホアンサ諸島、Amphitrites 島群、Macclesfield 砂州）及びチュオンサ諸島に対して中華人民共和国の完全な主権を認め、また日本は当該文に述べられる領土に対し権利、権原及び請求権を放棄する」という補充請求を認めないという首席決定に賛成した。

会議の本決定は賛成票 46 票、反対票 3 票、白票 1 票で採択された。賛成票を投じた国々は、アルゼンチン共和国、オーストラリア連邦、ベルギー王国、ポリビア共和国、ブラジル共和国、カンボジア王国、カナダ、スリランカ、チリ共和国、コロンビア共和国、コスタリカ共和国、キューバ共和国、ドミニカ共和国、エクアドル共和国、エジプト王国、エルサルバドル共和国、エチオピア帝国、フランス共和国、ギリシャ王国、グアテマラ共和国、ハイチ共和国、ホンジュラス共和国、インドネシア共和国、イラン帝国、イラク王国、ラオス王国、レバノン共和国、リベリア共和国、ルクセンブルク大公国、メキシコ合衆国、オランダ王国、ニュージーランド、ニカラグア共和国、ノルウェー王国、パキスタン、パナマ共和国、パラグアイ共和国、ペルー共和国、フィリピン共和国、サウジアラビア王国、シリア共和国、トルコ共和国、英国及び北アイルランド、アメリカ合衆国、ベトナム国、日本を含む。

最終、平和条約 2 節 2 条は草案のまま維持され、以下の 6 項を含む。

- A) 日本国は朝鮮の独立を承認し、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- B) 日本国は台湾（Formosa）及び澎湖諸島（Pescadores）に対する権利、権原及び請求権を放棄する。
- C) 日本国は千島列島(Kurile, Sakhalin)並びに日本国が 1905 年 9 月 5 日ポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権限及び請求権を放棄する。
- D) 日本国は国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権限、請求権を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあった太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす 1947 年 4 月 2 日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾する。
- E) 日本国は日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南極地域のいずれの部分に対する権利若しくは権原又はいずれの部分に関する利益についてもすべての請求権を放棄する。
- F) 日本国はチュオンサ諸島（Spratly）及びホアンサ諸島（Paracel）に対するすべての権利、権原、請求権を放棄する。

つまり、カイロ宣言で認定し、サンフランシスコ平和条約が確認した領土が中国に所属するのは台湾、澎湖だけである。サンフランシスコ平和条約が台湾、澎湖及びホアンサ、チュオンサを別途の項（b、f）に分けたのはホアンサ、チュオンサが中国に所属することを認めないという意味を含む。

サンフランシスコにおいて、1951年9月7日バオ・ダイ政権代表団長チャン・ヴァン・ヒウは以前からホアンサ諸島とチュオンサ諸島はベトナム領土の一部であり、「将来の紛争が勃発するあらゆる機会を与えないため、我々は常にベトナムに所属するチュオンサ諸島とホアンサ諸島に対する我々の主権を確認する」と宣言した。

会議に出席した51カ国の代表者のうち、会議におけるベトナム代表者の上記宣言に対し反対或いは保留する意見を持つ代表者は誰もいなかった。

前述した資料及び証拠は1943年11月27日のカイロ宣言から（及び1945年7月26日ポツダム会議の宣言がカイロ宣言を再度確認する）、1951年9月8日サンフランシスコ平和条約までという国際法的文書はベトナムのホアンサ諸島とチュオンサ諸島に対する何れも他国の主権を認めないということを明確に示した。同様に1951年サンフランシスコ会議においてその2諸島に対するベトナムの主権について当時ベトナムの代表団長の宣言を否定し、或いは保留する国が一切ないことは国際共同がホアンサ諸島及びチュオンサ諸島に対するベトナムの主権を当然に承認することを証明した。

訳者あとがき

西野範子

NPO 法人東南アジア埋蔵文化財保護基金副理事長

ベトナム人の南シナ海の歴史的見解について調査するため、筆者は2014年、ベトナムの北部及び中部の有識者にインタビューを行った。どの有識者も基本的に、「チュオンサ諸島」、「ホアンサ諸島」が明記されている漢文資料やフランス語文献、地図などを根拠とし、ベトナムの主権を主張するという方法をとったが、それらの資料は膨大であり、数時間のインタビューで網羅できるようなものではなかった。

ベトナム政府の公式な南シナ海の歴史認識を理解にあたり、国家国境委員会の本書作成担当者にインタビューしたところ、ベトナム外務省国家国境委員会が作成した「ホアンサとチュオンサ両諸島に対するベトナムの主権」(Chu quyen cua Vietnam doi voi hai quan dao Hoang Sa va Truong Sa, Vietnam's sovereignty over Hoang Sa and Truong Sa archipelagoes)が、ベトナム政府が提示するチュオンサ、ホアンサ諸島のベトナムの主要な主権の歴史的根拠となるものであるとしており、本書を和訳することにした。なお、本和訳は、筆者の翻訳後、ベトナム阮朝期専門家である嶋尾稔慶応大学教授にコメントをいただいた上で修正したものである。漢文を確認しつつ翻訳をチェックしていただいた。ベトナム人の漢文資料のベトナム語翻訳は、ベトナム人自身が漢文の読解を違訳している所もあり、漢文の原文からの訳に関しては、嶋尾教授の漢文からの和訳を使用した。